

デイサービスセンターひまわり園運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人中江報徳園が設置経営するデイサービスセンターひまわり園（以下「事業所」という。）が行う介護保険法に基づく指定通所介護、予防型通所介護及びミニデイ型通所介護、運動型通所介護の事業（以下「指定通所介護等事業」という。）と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に規定する指定生活介護の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。また、利用者の社会的孤独感の解消等や家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努める。

2 指定通所介護等事業・指定生活介護の実施に当たっては、本人及び家族の要望を重視し、また行政・地域の保健医療・福祉サービスと連携を図り、総合的サービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 指定通所介護等事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター ひまわり園
- (2) 所在地 鹿児島市犬迫町5407番地2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 2名以上
生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため、適切な生活全般の相談及び助言・指導等を行う。
- (3) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、心身機能の維持・向上等を行う。
- (4) 看護職 1名以上
看護職は、看護業務全般（心身の健康管理・健康維持のための指導、助言・保健衛生管理など）を行う。
- (5) 介護員 7名以上
介護員は、介護業務全般（日常生活上の必要な援助、入浴、食事等の援助など通所介護等の業務など）を行う。

- (6) 栄養士又は管理栄養士 1 名以上（兼務）
管理栄養士は、食事の献立作成，栄養計算，栄養指導などを行う。
- (7) 調理員 1 名以上（委託業者）
調理員は、献立表に基づいた調理全般を行う。（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所は、年末年始等特別に定める日を除いて営業する。ただし、運動型通所介護は火・金の営業とする。営業時間，サービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業時間 8 時から 17 時までとする。
- (2) サービス提供時間
 - (イ) 通所介護
8 時 30 分から 16 時 30 分までとする。
 - (ロ) 第 1 号通所事業
 - ア 予防型通所介護
 - ① 9 時 30 分から 14 時 30 分までとする。
 - ② 9 時 30 分から 15 時 30 分までとする。
 - イ ミニデイ型通所介護
 - ① 13 時から 16 時までとする
 - ウ 運動型通所介護
 - ① 1 単位目 10 時から 12 時までとする。
 - ② 2 単位目 13 時から 15 時までとする。
 - (ハ) 指定生活介護
 - ① 9 時 30 分から 15 時 30 分までとする。
- (3) 電話による 24 時間連絡可能な体制をとる。

（利用定員）

第 6 条 利用定員は通所介護，予防型，ミニデイ型，運動型通所介護事業、指定生活介護を合わせて 75 名とする。なお，通所介護，予防型の定員は 50 名，ミニデイ型の定員は 1 単位 20 名，運動型の定員は 1 単位 5 名とする。

（指定生活介護等を提供する主たる対象者）

第 7 条 指定生活介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18 歳未満の者を除く）
- (2) 知的障害者（18 歳未満の者を除く）
- (3) 精神障害者（18 歳未満の者を除く）
- (4) 難病等対象者（18 歳未満の者を除く）

（事業内容及び利用料等）

第8条 指定通所介護等事業・指定生活介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護等事業を提供した場合の利用料金の額は厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（予防型、ミニデイ型、運動型は鹿児島市長が定める額）とし、法定代理受領サービスであるときは介護保険負担割合証に記載の負担割合とする。

指定生活介護を提供した場合の利用料金は、指定生活介護に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

また法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した場合は、利用者から法第29条第3項の規定により算定により算定された介護給付費の額の支払いを受けるものとする。この場合、提供した指定生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

（１） 通所介護等の事業内容

- ① 日常生活上の相談・援助
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎サービス
- ⑤ 入浴サービス
- ⑥ 給食サービス
- ⑦ レクリエーション，趣味活動
- ⑧ その他

（２） 指定生活介護の事業内容

- ① 指定生活介護計画の作成
- ② 食事の提供
- ③ 入浴又は清拭
- ④ 身体等の介護
- ⑤ 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
- ⑥ 生活相談
- ⑦ 健康管理
- ⑧ 送迎サービス
- ⑨ その他
- ⑩ 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜

②から⑧に付帯する離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援、相談、助言

２ その他の費用は、次のとおりとする。

（１） 昼費 １食につき 750円（うち食材費 450円、おやつ代込み）

ただし、共生型生活介護の利用者で、食事提供体制加算を算定した場合は、昼食の費用から食事提供体制加算による報酬額を減じた額を食材費として徴収する。

また、利用をキャンセルした場合は食事のキャンセル料として 750 円の支払いを受けるものとするが、利用予定の前日の 17 時までにキャンセルの連絡があった場合などはキャンセル料を徴収しないことがある。

(2) おむつ代 実費

(3) その他日常生活においても通常必要となる物に係る費用であって、その利用者に負担させることが 適当と認められる費用 実費

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者またその家族に対して事前に文書で説明し、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。また支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

（利用者負担額等に係る管理）

第9条 事業所は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害サービス等」という。）を受けたときは、利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第17条第1項に規定する負担上限基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害者福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

（苦情解決）

- 第10条 提供した指定通所介護等事業に係る利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための窓口を設置し、担当者を配置する。
- 2 市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め、また質問若しくは照合に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 市町村からの求めに応じ、改善の内容を報告する。
- 4 国民健康保険団体連合会からの苦情に関しての調査に協力するとともに、指導・助言を受け入れ必要な改善を行うとともに、その改善の内容を報告する。

（通所介護計画・指定生活介護計画の作成）

- 第11条 通所介護計画書は既に居宅サービス計画が作成されている時は、その内容にそって作成する。
- 2 通所介護計画・指定生活介護計画の作成に当たっては、利用者・家族に説明し利用者の同意を得るものとする。
- 3 当該通所介護計画書、指定生活介護計画書は、利用者に交付する。

（事故発生の防止及び対応）

- 第12条 事故の発生・再発防止のため、以下に定める措置を講じる。
- (1) 事故防止対策委員会を設置し、定期的研修を行うとともに分析を通じた改善策を職員に周知し、再発防止に努める。
- (2) 事故の状況、採った処置について記録を残す。
- (3) サービス提供により、賠償すべき状況が発生した時は、損害賠償を行う。

- (4) 事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時における対応)

第13条 サービス提供により利用者の病状に急変その他緊急事態及び事故が発生した時は、速やかに協力医療機関、家族、主治医、市町村に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(個人情報の保護)

第14条 事業所が保有する利用契約者等の個人情報取得、管理、利用、開示、委託に関し、法令その他関係法令を遵守し、個人情報の保護を図ることとする。

- 2 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知又は公表し、その範囲内で利用する。
- 3 個人情報の取得、利用、第三者提供にあたり、本人等の同意を得ることとする。
- 4 利用者等が、自己の個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除等の申し出がある場合には、速やかに対応する。
- 5 事業所及び職員は、利用者及びその家族の個人情報の保持又は苦情に関する処理については、別紙社会福祉法人中江報徳園が定める個人情報保護規程・苦情解決規程に従い、迅速かつ適切な措置を講じる。
- 6 事業所及び職員は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに務めるものとする。

(秘密保持)

第15条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、家族の同意をあらかじめ文書により同意を得ることとする。

(記録の整備)

第16条 事業所は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第17条 サービスの提供を受けようとする利用者は、サービス利用の際に体調の異常や異変がある場合はその旨を申し出ること。また、他の利用者の迷惑にならないよう従事者の指示に従うこととする。

(通常の事業の実施地域)

第18条 通常の実施地域は、鹿児島市内及び日置市伊集院町の区域とする。

2 総合事業に関しては、鹿児島市内とする。

(非常災害対策)

第19条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、事業所の立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に関する具体的計画を立てる。

- 2 事業所は、前項の具体的計画の内容について、従業者及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示する。
- 3 事業所は、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に従業者に周知する。
- 4 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 5 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(衛生管理等)

第20条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第21条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する担当者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) すべての従業者に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施（年1回以上）
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(6) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該従業者又は養護者（利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第23条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(地域との連携等)

第24条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営についての重要事項)

第25条 通所介護職員等の質的向上を計るため、月1回以上の園内・外の継続研修の機会をもうける。

また、月1回以上は利用者ニーズの検討会、処遇のチェックを行う。

2 この規程に定めのない事項については、法人と事業所との協議の上定めるものとする。

- 3 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条 第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は平成12年 4月 1日から施行する。
この規程は平成15年12月 1日から施行する。
この規程は平成16年 2月 1日から施行する。
この規程は平成17年10月 1日から施行する。
この規程は平成18年12月 1日から施行する。
この規程は平成19年12月 1日から施行する。
この規程は平成25年 3月 1日から施行する。
この規程は平成25年 4月 1日から施行する。
この規程は平成26年 3月 1日から施行する。
この規程は平成26年 3月10日から施行する。
この規程は平成26年 3月12日から施行する。
この規程は平成26年 4月 1日から施行する。
この規程は平成27年 8月 1日から施行する。
この規程は平成28年 4月 1日から施行する。
この規程は平成29年 4月 1日から施行する。
この規程は平成29年12月25日から施行する。
この規程は平成30年 4月 1日から施行する。
この規程は令和 2年 1月 1日から施行する。
この規程は令和 3年 4月 1日から施行する。
この規程は令和 5年 9月 1日から施行する。
この規程は令和 6年 4月 1日から施行する。
この規程は令和 6年 9月 1日から施行する。
この規程は令和 7年 11月 1日から施行する。
この規程は令和 8年 4月 1日から施行する。
この規程は令和 8年 8月 1日から施行する。